

入札条件

低入札価格調査制度 建設リサイクル法対象工事外

1 入札方式

本件は書面による入札とする。

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

4 入札方法

- (1) 入札人は、仕様書、設計書、図面及び関係書類を熟覧のうえ、尾道市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札すること。
- (2) 禁止事項
 - ①入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
 - ②入札執行中の私語・雑語等は禁止する。
 - ③入札室には、入札関係者以外の者の入室を禁止する。
- (3) 委任状の提出
委任を受けて入札する場合、委任状は入札開始前に提出すること。
- (4) 入札回数
入札の回数は2回を限度とする。同札のときは、くじで決める。
- (5) 入札執行
 - ①入札参加者は、尾道市契約規則、その他関係法令を承諾の上入札すること。
 - ②入札参加者は、入札書と工事費内訳書を入札箱に投入すること。
 - ③提出された入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 無効入札
 - ①入札に参加する資格のないものが入札したとき
 - ②委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③記名押印を欠く入札
 - ④金額を訂正した入札
 - ⑤入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき
 - ⑥入札者が2以上の入札をしたとき
 - ⑦他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき
 - ⑧入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
 - ⑨必要な記載事項が確認できない入札

⑩その他市長の定めた入札に関する条件に違反したとき

なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができない。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法

開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていると確認できる場合はその者を落札者として決定する。資格要件を満たしていると確認できない場合は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者に対して同様の審査を行う。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。

6 最低制限価格制度

この工事については、あらかじめ最低制限価格が設定されており、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合にはこれを落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

7 契約締結について

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（閉庁日を除く）以内に仮契約を締結するものとする。

8 課税事業者又は免税事業者である旨の届出

工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合には、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項について直ちに届け出ること。

ア 単体の場合

免税事業者である旨（予定を含む。）

イ 共同企業体の場合

各構成員について免税事業者である旨（予定を含む。）及び各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）

9 前払金（中間前払金）

前払金額は、300万円以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の4割以内（中間前払金額は、300万円以上かつ工期が3か月以上の工事請負契約を対象とし、請負代金額の2割以内）とする。（入札公告等で別に定めのあるものを除く）

10 中間前金払と部分払の選択

入札公告等で部分払が認められる工事においては、中間前金払によるか、又は部分払に

よるかを仮契約締結時に請負者は選択するものとし、仮契約締結後の変更は認めないものとする。

11 資材の購入及び下請契約について

この工事の施工に際して、必要な資材を購入又は、工事の一部を下請負に付す場合には、できるだけ尾道市内に主たる事務所、営業所等を有する業者に発注するものとする。また、一括下請けは認めないものとする。

なお、当該工事の入札参加者を下請負人として選定する場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行うこと。

12 コリンズ（CORINS）

請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、登録、途中変更、竣工、訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録時は契約締結の日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」を工事打合せ簿により監督員に提出すること。

13 建設業退職金共済制度

請負代金額が300万円以上の工事の落札者は、契約後1ヶ月以内に掛金収納書（共済証紙の購入時に発行される領収書）を監督員に提出すること。雇用する労働者が建退共済制度の対象とならない場合は、その理由を監督員に報告すること。

なお、請負代金額が300万円未満の工事の落札者は、監督員から指示を受けた場合に提出又は報告すること。

14 建設リサイクル法対象工事

本工事は、建設リサイクル法に規定する「対象建設工事」に該当しない。

15 消費税の取扱い

契約の際は、4（2）にかかわらず入札書に記載された金額に、契約日時点において適用される消費税率を乗じた額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって契約するものとする。

なお、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容により、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行う。

16 その他

- (1) 現場代理人及び主任技術者の届出は契約締結の日から7日以内に、工程表は契約締結の日から14日以内に提出すること。
- (2) 尾道市契約規則及び尾道市建設工事執行規則並びに尾道市建設工事等入札事務執行要綱の定めるところによる。